

令和3年3月22日

学生・教職員 各位

国立大学法人上越教育大学長

(危機管理対策本部 本部長)

川 崎 直 哉

令和3年度の前期授業開始に向けた新型コロナウイルス感染症予防対策
の徹底について（通知）

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、東京都及び神奈川県の1都3県への緊急事態宣言が令和3年3月21日に解除されました。しかし、新潟県では、新規感染者数と入院病床利用者が県が定めた基準を超えており、「警報」の発令が継続されています。

ついては、令和3年度の前期授業開始に万全を期すため、学生や教職員一人一人が、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から適切な行動を心掛けることが必要ですので、引き続き、下記感染予防対策の徹底をお願いいたします。

記

1 県外から新潟県に移動する際の留意事項

(1) 移動前1週間程度

懇親会、飲み会、多人数の飲食は控えてください。

感染リスクが高まる「5つの場面」を避け、「新しい生活様式」の基本的な感染予防対策）を徹底してください。

(2) 移動前2日～移動当日

本人又は家族に発熱等の有症者がいる場合は、移動を延期してください。（症状消失後も2日間は移動不可とします。）

(3) 移動後1週間程度

健康観察を行い、感染の可能性を考えて「新しい生活様式」を徹底するとともに、会合等で人と会うことはできるだけ避けるなど、静かに過ごしてください。

なお、学校現場での実習開始前又は実習期間中に県外へ移動した場合は、上越に戻ってから2週間の健康観察期間を経て開始・再開してください。教職員が学校現場を訪問する場合も同様とします。

2 毎日の健康観察の励行

引き続き、毎日の体温測定と「健康状態確認票」の記入（他県に移動した際は備考欄に行動歴を記録）による健康観察の徹底をお願いします。

発熱、咳、喉の痛みなどの症状が出るなど、少しでも体調が悪いと感じたきは登校・出勤はせずに、かかりつけ医等の医療機関又は新潟県新型コロナ受診・相談センター（TEL:025-256-8275、土日・祝日含む24時間対応）に電話で相談してください。

また、その結果については、報告フォーム（<https://www.juen.ac.jp/099coronaviru>）

[s/form.html](#))

により大学へ報告するとともに、不要不急の外出を控えてください。

詳細は「新型コロナウイルス感染症に対応した学生の学修及び職員の勤務上の取扱い」(https://www.juen.ac.jp/099coronavirus/files/20210208_koronatoriatsukai.pdf)を参照ください。

3 新型コロナウイルス感染症接触確認アプリの活用

感染拡大防止策を講ずる観点から、厚生労働省において開発された「新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ (COCOA: COVID-19 Contact Confirming Application)」をインストール・活用していただくことが重要となります。アプリが適切かつ有効に活用されるよう、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html) の更新情報を確認し、必要な対策を講じてください。

4 感染リスクが高くなりやすい場面における対策

日頃から、「新しい生活様式」を徹底いただくとともに、夜間も含め、「3つの密」や感染リスクが高まる「5つの場面」は、できる限り避けることを徹底し、感染拡大のリスクを高める行動により、感染を拡大させることのないよう十分留意してください。

担当：総務課総務チーム（法規担当）

電 話 521-3212

メール houki@juen.ac.jp